

武蔵村山市まちづくり条例新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
○武蔵村山市まちづくり条例 平成23年武蔵村山市条例第18号	○武蔵村山市まちづくり条例 平成23年武蔵村山市条例第18号
目次 略	目次 略
第1条から第91条まで 略	第1条から第91条まで 略
（廃棄物保管場所の基準） 第92条 第52条第1項第3号 の開発事業においては、規則で定めるところにより、廃棄物保管場所を設置するものとする。	（廃棄物保管場所の基準） 第92条 第52条第1項第1号の開発事業で戸建住宅の建築若しくは土地の分譲を目的に土地の境界を変更するもの又は同項第2号若しくは第3号 の開発事業においては、規則で定めるところにより、廃棄物保管場所を設置するものとする。
第93条から第114条まで 略	第93条から第114条まで 略
別表第1から別表第3まで 略	別表第1から別表第3まで 略
附 則 （施行期日）	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
（経過措置）	
2 この条例による改正後の武蔵村山市まちづくり条例の規定は、この条例の施行の日以後に完了する開発事業について適用し、同日前に完了した開発事業については、なお従前の例による。	